

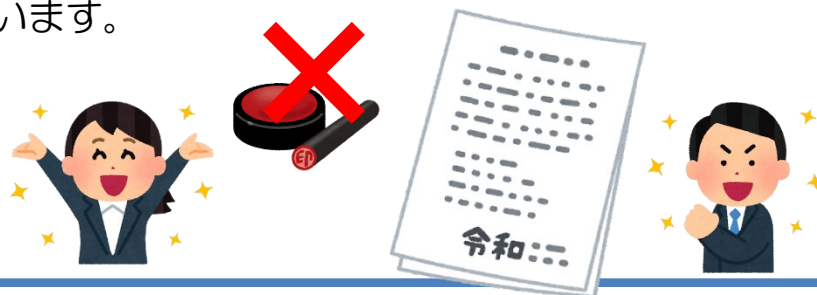
<お知らせ> 「構造計算安全証明書」への押印・割印が不要となりました。

構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書の運用について

<概要>

- ・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行（令和3年9月1日施行）に伴い、建築士法等の一部改正が行われました。
- ・上記改正により、構造計算安全証明書（規則第4号書式）への建築士の押印、及び、同証明書と構造計算書への割印は不要とされました。
- ・ただし、構造計算安全証明書と構造計算書の一体性を担保するために、構造計算安全証明書と構造計算書をファイル等にまとめて綴じることが必要とされています。

→本改正は、押印・割印を妨げるものではありませんので、従前同様に押印・割印を行うことも可能です。



社用携帯電話（個人） の使用を開始しました

2021年7月から、建築確認検査課では社用携帯電話を導入しました。

担当別にご案内しておりますので、お問合せは**社用携帯**にお願いします。



【編集後記】建築確認検査課初の試みでありますオンデマンド配信形式の業務説明会にご参加頂き、ありがとうございます。多くの方に見て頂けて嬉しく思うとともに、みなさまの感想が気になっています。ぜひ、アンケートにご回答ください。さて、業務説明会で安全証明書（副）への押印が必要とお伝えしていましたが、建築士法にかかる押印廃止も上記の通り9月1日施行されました。同年内に複数回の法改正が行われるなか、的確な運用を進めるためには、設計者の方々におかれましては正確な情報が必要です。これからも、タイムリーな情報提供に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所
建築確認評定センター 建築確認検査課
担当：武平・川上・中尾
TEL：06(6966)7565 FAX：06(6966)7680
E-mail：kakunin@gbr.or.jp